

令和6年度

おいらせ町農業委員会

第12回 総会議事録

期日 令和 7年 3月 7日

場所 おいらせ町立東公民館

第12回おいらせ町農業委員会総会

1. 場 所 おいらせ町立東公民館
2. 開会期日 令和 7年 3月 7日 (金) 午後 4時00分
3. 閉会日時 令和 7年 3月 7日 (金) 午後 4時30分

4. 出席委員

- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| 1番 日ヶ久保 浩幸 君 | 2番 馬場 武雄 君 | 3番 日ヶ久保 亨 君 |
| 4番 玉川 勉 君 | 5番 沼舘 廣志 君 | 6番 久慈 弘子 君 |
| 7番 吉田 良紀 君 | 8番 袴田 光雄 君 | 9番 佐々木 明博 君 |
| 10番 松林 一弥 君 | 11番 柏崎 幸子 君 | 12番 坂井田 進 君 |
| 13番 袴田 信男 君 | 14番 上久保 辰視 君 | 15番 久保田 信一 君 |
| 16番 川口 勉 君 | 17番 成田 健義 君 | 18番 名古屋 誠一 君 |
| 19番 松林 勝智 君 | | |

5. 欠席委員

なし

6. 会議に付した事件

- (1) 報告第 30 号 おいらせ町農地賃借料情報について
- (2) 報告第 31 号 農地法第 3 条の 3 の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出
について
- (3) 報告第 32 号 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- (4) 報告第 33 号 農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積等促進計画の認可について
- (5) 議案第 55 号 令和 7 年度労働賃金等の標準額の設定について
- (6) 議案第 56 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について
- (7) 議案第 57 号 おいらせ町農用地利用集積計画の決定について
- (8) 議案第 58 号 農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積計画（一括方式）の決定について
- (9) 議案第 59 号 農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積等促進計画（一括方式・再配分）の要請の決定について
- (10) 議案第 60 号 不動産取得税の徴収猶予に係る引き続き農業経営を行っている等の照明書発行の承認について
- (11) 議案第 61 号 令和 7 年度おいらせ町農業委員会基本方針について
- (12) 議案第 62 号 農業委員会事務局職員の人事異動に係る任免の委任について

7. 会議録署名委員

1 番 日ヶ久保 浩幸 君、2 番 馬場 武雄 君

8. 会議事件の説明および職務のため出席したもの

おいらせ町農業委員会 局長 柏崎 和紀 次長 川口 嘉大 主任主査 尾駮 淳

9. 書 記 主任主査 尾駮 淳

開会 午後4時00分

議 長	<p>(修 礼)</p> <p>ただいまから、令和6年度第12回総会を開催いたします。</p> <p>ただ今の出席委員数は、19名中 18名であり定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。</p> <p>なお、16番 川口 勉 委員は、少し遅れるという連絡がありました。ご報告いたします。</p> <p>それでは、おいらせ町農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、1番 日ヶ久保 浩幸 委員、2番 馬場 武雄 委員をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の尾駮主任主査を指名いたします。</p> <p>では、これより報告事項に入ります。</p> <p>報告第30号「おいらせ町^{のうちんしゃくりょうじょうほう}農地賃借料情報について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (柏崎事務局長)	<p>それでは、報告第30号について説明します。</p> <p>議案書の1ページをご覧ください。</p>

	<p>本件は、令和6年1月1日から令和6年12月31日までの農地法第3条並びに農地中間管理事業による賃貸借契約について、賃借料を集計したものであります。</p> <p>金額については議案書のとおりです。平均額は昨年と比較して、 ^{じょうでん}上田は1,428円の減、^{げでん}下田は2,668円の減、普通畑は369円の減となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けません。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>特にないようですので、報告第30号は報告済みとさせていただきます。</p> <p>次に、報告第31号「農地法第3条の3の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (柏崎事務局長)	<p>それでは、報告第31号について説明します。</p> <p>議案書の2-1から2-5ページをご覧ください。</p> <p>本件は、相続等により農地を取得した者が、農業委員会に届出をしたものであり、内容については記載のとおりです。</p> <p>以上で議案の説明を終わります。</p>

議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受け ます。</p> <p>ありませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>特にないようですので、報告第31号は報告済みとさせていただきます。</p> <p>次に、報告第32号「地目変更登記に係る照会に対する回答につ いて」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (柏 崎 事 務 局 長)	<p>それでは、報告第32号について説明します。</p> <p>議案書の3ページと、資料1をご覧ください。</p> <p>照会は1件であり、内容については記載のとおりです。農業委員 及び事務局職員で行った現地調査の結果を回答しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受け ます。</p> <p>ありませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>特にないようですので、報告第32号は報告済みとさせていただきます。</p>

	<p>きます。次に、報告第33号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積等促進計画の認可について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局 (柏崎事務局長)</p>	<p>それでは、報告第33号について説明します。</p> <p>議案書の4-1と4-2ページをご覧ください。</p> <p>令和7年1月総会で要請を決定した3件について、中間管理機構から認可、公告を受けたことから、報告するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けません。</p> <p>ありませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>特にないようですので、報告第33号は報告済みとさせていただきます。</p> <p>次に議案事項に入ります。議案第55号「令和7年度労働賃金等の標準額の設定について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局 (柏崎事務局長)</p>	<p>それでは、議案第55号について説明します。</p> <p>議案書の5ページをご覧ください。</p> <p>本件は、令和7年度の労働賃金等の標準額の設定について審</p>

	<p>議を求めるものであります。賃金の算出根拠については、周辺市町村との労働賃金の比較を行った上で、標準額の決定をしております。</p> <p>なお、昨年度からの変更点として、田畑一般作業の単価を、県の最低賃金を下回らないよう、500円上げて7,700円に変更し、耕起を1000円上げて5,000円に変更し、コンバインによる収穫を500円上げてそれぞれ11,500円と12,500円に変更し、自走式脱穀を1,000円上げて7,000円に変更しました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けません。</p> <p>ありませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、議案第55号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第55号を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第56号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。</p>

<p>事務局 (柏崎事務局長)</p>	<p>事務局からの説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第56号について説明します。 議案書の6-1と6-2ページをご覧ください。 今月の農地法第3条許可申請は、1議案4件であり、権利の内容は使用貸借による権利設定が3件、賃借権の設定が1件です。</p> <p>番号1は、20年間の使用貸借権の設定です。 資料2をご覧ください。 貸渡人は、、借受人は、。 土地の所在は 向山三丁目の田 4筆、面積は合計8,464平方メートルとなっております。</p> <p>番号2は、20年間の使用貸借権の設定です。 資料3をご覧ください。 貸渡人は、、借受人は、。 土地の所在は 中平下長根山の畑 1筆、面積は4,521平方メートルとなっております。</p> <p>番号3は、20年間の使用貸借権の設定です。 資料4から6をご覧ください。 貸渡人は、、借受人は、。 土地の所在は 上久保の畑 14筆、面積は合計70,448平方メートルとなっております。</p>
-------------------------	---

	<p>番号4は、5年間の賃借権の設定です。</p> <p>資料7をご覧ください。</p> <p>貸渡人は、、借受人は、。</p> <p>土地の所在は 上久保の畑 2筆、面積は合計7,911平方メートルとなっております。</p> <p>申請書を精査した結果、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可基準の要件を満たしていると判断しました。また、この申請において周辺農地への影響は認められません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、議案第56号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第57号を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第57号「おいらせ町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>

<p>事務局 (柏崎事務局長)</p>	<p>それでは、議案第57号について説明します。</p> <p>議案書の7-1ページから7-3ページをご覧ください。</p> <p>おいらせ町長より、令和7年2月27日付けで農用地利用集積計画の決定を求められております。</p> <p>権利の内容は、売買が9件となっております。</p> <p>これにより集積される農地は27筆で、合計面積は42,740平方メートル(約4.2ヘクタール)となります。</p> <p>計画の内容につきましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>はい、ないでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認め、議案第57号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第57号は原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第58号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地</p>

	<p>利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>本議案の中には、私と日ヶ久保 亨 委員が当事者となっている事案がございます。本来であればひとりひとり退出し、1件ごとに審議し、進行を進める流れですが、会議時間短縮のため、今回は2名同時に退出していただいて、2名分を審議する進行としたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(意見無し)</p> <p>ご異議はないようなので、2名分、同時に審議する進行で進めたいと思います。議案第58号 番号15、29は、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する「議事参与の制限」に該当<small>が</small>しますので、私、日ヶ久保 亨 委員は一時退出をお願いします。私が不在の間、名古屋会長職務代理に進行役をお願いします。</p> <p>(松林 会長、日ヶ久保 亨 委員 退席)</p>
<p>議 長</p> <p>(名古屋職務代理)</p>	<p>議長交代します。</p> <p>それでは、2名が当事者となっている事案について、事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事 務 局</p> <p>(柏崎事務局長)</p>	<p>それでは、議案第58号 番号15、29について説明します。</p> <p>議案書の8-6、8-12ページをご覧ください。</p> <p>内容は、賃貸借権の設定が2件となっております。</p> <p>これにより集積される農地は15筆で、合計面積は15,266</p>

	<p>平方メートル、約1.5ヘクタール、設定期間は5年間と10年間となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 (名古屋職務代理)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けま す。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議長 (名古屋職務代理)</p>	<p>質疑なしと認め、本事案を原案どおり決定することにご異議ござ いませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議長 (名古屋職務代理)</p>	<p>ご異議なしと認め、本事案は原案どおり決定いたします。2名の 入室を認めます。</p> <p>(松林 会長、日ヶ久保 亨 委員 入室)</p>
<p>議長 (名古屋職務代理)</p>	<p>2名にお伝えします。本件は、原案どおり決定いたしました。こ こで進行を会長に引き継ぎます。</p> <p>(進行役を会長に引き継ぎ)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、残りの事案について、事務局からの説明を求めます。</p>

<p>事務局 (柏崎事務局長)</p>	<p>それでは、議案第58号 残りの事案について説明します。 議案書の8-1から8-12ページをご覧ください。 内容は、使用貸借権の設定が14件、賃借権の設定が14件となっております。これにより集積される農地は128筆で、合計面積は203,132平方メートル(20.3ヘクタール)、設定期間は3年間から10年間となります。以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。 ありませんでしょうか。 (質疑・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認め、議案第58号残りの事案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第58号残りの事案を原案どおり決定いたします。 次に、議案第59号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積等促進計画の要請の決定について」を議題とします。 本議案の中には、久保田 信一 委員、日ヶ久保 亨 委員、吉田 良紀 委員、川口 勉 委員が当事者となっている事案がござ</p>

	<p>います。本来であればひとりひとり退出し、1件ごとに審議し、進行を進める流れですが、会議時間短縮のため、今回は4名同時に退出していただいて、4名分を審議する進行としたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(意見 無し)</p>
議 長	<p>ご異議はないようなので、4名分、同時に審議する進行で進めたいと思います。議案第59号 番号3、42、43、45、46、47は、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、久保田 信一 委員、日ヶ久保 亨 委員、吉田 良紀 委員、川口 勉 委員は一時退出をお願いいたします。</p> <p>(久保田 信一 委員、日ヶ久保 亨 委員、吉田 良紀 委員、川口 勉 委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、4名が当事者となっている事案について、事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (柏崎事務局長)	<p>それでは、議案第59号 番号3、42、43、45、46、47について説明します。</p> <p>議案書の9-2、9-15から9-17ページをご覧ください。</p> <p>内容は、使用貸借権の設定が1件、賃貸借権の設定が5件となっております。</p>

議 長	<p>これにより集積される農地は25筆で、合計面積は44,447平方メートル、(約4.4ヘクタール、) 設定期間は1年間から10年間となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>ありませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、本事案を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、本事案は原案どおり決定いたします。4名の入室を認めます。</p> <p>(久保田 信一 委員、日ヶ久保 亨 委員、吉田 良紀 委員、川口 勉 委員 入室)</p>
議 長	<p>4名にお伝えします。本件は、原案どおり決定いたしました。それでは、残りの事案について、事務局からの説明を求めます。</p>

<p>事務局 (柏崎事務局長)</p>	<p>はい。それでは、議案第59号 残りの事案について説明します。 議案書の9-1から9-17ページをご覧ください。 説明させていただく前に、9-7ページ ナンバー17、ナンバー18は当事者から取り下げする旨の連絡がありましたので、今回の審査から外していただくようお願いをいたします。</p>
<p>7 番 (吉田委員)</p>	<p>もう一度お願いします。</p>
<p>事務局 (柏崎事務局長)</p>	<p>9-7ページ、ナンバー17、18です。当事者の取り下げという事で今回の審査から外していただきたいと思います。 よろしいでしょうか。 それでは説明をさせていただきます。 内容は、使用貸借権の設定が23件、賃借権の設定が17件となっております。これにより集積される農地は142筆で、合計面積は256,436平方メートル、(25.6ヘクタール、) 設定期間は3年間から10年間となります。 以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けません。 ありませんでしょうか。…ないですか。 (質疑・意見なし)</p>

議 長	<p>質疑なしと認め、議案第59号残りの事案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第59号残りの事案を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第60号「不動産取得税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書発行の承認について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (柏 崎 事 務 局 長)	<p>それでは、議案第60号について説明します。</p> <p>議案書の10ページをご覧ください。</p> <p>不動産取得税の納税猶予の適用を受けている者は税務署に対して、3年ごとに継続届を提出することとなっており、関係法令により農業委員会で発行する「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」を添付することとなっています。</p> <p>今回、議案書に記載の1名の者より証明願いがありましたので、証明書の発行について承認を求めるものであります。</p> <p>なお、特例農地に遊休農地がないことを報告します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けません。</p>

議 長	<p>ないでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>質疑なしと認め、議案第60号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第60号は原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第61号「令和7年度おいらせ町農業委員会基本方針について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (柏崎事務局長)	<p>はい。それでは、議案第61号について説明します。</p> <p>議案書の11ページと、別紙『令和7年度おいらせ町農業委員会基本方針(案)』をご覧ください。</p> <p>本案は、令和7年度の農業委員会の基本方針を定めるものであります。概要については、事務局の川口がご説明申し上げます。</p>
事 務 局 (川口事務局次長)	<p>事務局 川口です。</p> <p>私の方から議案第61号の基本方針案の説明をさせていただきます。本方針案は、法令で定められておりまして、毎年策定することが義務づけられているものです。その内容は、基本的方針及び具体的な事業計画を記載しておりますが、事前に配布しております。</p>

	<p>また、内容的には例年あまり変わっていないものですので、変わったところだけご説明させて申し上げます。</p> <p>裏面の方をご覧ください。</p> <p>(5)「農地等の利用最適化の推進」の項目だけ、今回内容的には変更させていただきました。その内容は、本年度、地域計画の素案を作成したのですが、その計画の実現に向けて最適化活動の方を一層強化していきたいという思いからその内容を記載したものです。</p> <p>それ以外の記載事項は、例年と若干言い回し等を変えた部分がございますが、変更はないものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けません。</p> <p>ありませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、議案第61号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第61号を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第62号「農業委員会事務局職員の人事異動に係る任</p>

<p>事務局 (柏崎事務局長)</p>	<p>免の委任について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第62号について説明をします。</p> <p>議案書の12ページをご覧ください。</p> <p>農業委員会等に関する法律第26条の規定により農業委員会事務局職員は、農業委員会が任免することとなっています。</p> <p>今回、職員の人事異動については、農業委員会会長に委任することの承認を求めるものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認め、議案第62号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第62号を原案どおり決定いたします。</p> <p>以上で、本日の議案はすべて終了いたしました。</p> <p>これで、第12回おいらせ町農業委員会総会を、閉会します。</p>

閉会 午後4時27分